

第百六十五回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第四号

平成十八年十一月三十日(木曜日)

午後二時四十五分開議

出席委員

委員長 今井 宏君

理事 井上 喜一君 理事 鈴木 淳司君

理事 鳩山 邦夫君 理事 林 幹雄君

理事 吉良 州司君 理事 細川 律夫君

理事 井上 義久君

稲田 朋美君 浮島 敏男君

小里 泰弘君 近江屋信広君

大塚 拓君 木原 誠二君

木原 稔君 倉田 雅年君

谷畑 孝君 中馬 弘毅君

中森ふくよ君 西村 明宏君

萩原 誠司君 福田 峰之君

藤野真紀子君 松本 文明君

大串 博志君 近藤 洋介君

寺田 学君 中井 治君

野田 佳彦君 松本 大輔君

渡辺 周君 石井 啓一君

西 博義君 吉井 英勝君

菅野 哲雄君 糸川 正晃君

議員 近江屋信広君

議員 加藤 勝信君

議員 早川 忠孝君

衆議院調査局第二特別調査 岩尾 隆君

室長

委員の異動

十一月三十日

辞任

赤羽 一嘉君

同日

辞任

補欠選任

西 博義君

補欠選任

第二類第二号 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第四号 平成十八年十一月三十日

西 博義君 赤羽 一嘉君

十一月二十一日

公職選挙法の見直しについての意見書(愛知県議会)(第三八六五号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(加藤勝信君外二名提出、第百六十四回国会衆法第二〇号)

○今井委員長 これより会議を開きます。

第百六十四回国会、加藤勝信君外二名提出、政治資金規正法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。加藤勝信君。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○加藤(勝)議員 自由民主党の加藤勝信でございます。

ただいま議題となりました自由民主党提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

昨今の証券市場のグローバル化の進展に伴い、日本も欧米諸国と同じように外国から本国への投資が急速に拡大して、まさに日本経済の本格的な国際化が定着しつつあります。その結果、日本法人の上場会社であるにもかかわらず、外国投資家が発行済み株式の過半数を所有していることに

よって、政治活動に関する寄附を禁止されてしまう事態が生じております。

一方、ドイツ、イギリス、アメリカなどの欧米諸国においては、我が国と異なり、自国内の企業であれば外資比率によつて一律に政治資金の提供が禁止されることはされておらず、こうした諸外国の法制を踏まえた法律の見直しが必要の課題となっております。また、上場会社の株主構成は常に変動する流動的なものであることから、発行済み株式の過半数を基準に判断する現行の制度では、寄附の受領者を常に不安定な地位に置く結果となっております。

そこで、日本法人である上場会社については、政治活動に関する寄附について、欧米諸国と同様に外資規制を撤廃する必要があるところであります。

また、収支報告書の要旨の公表は、現状では、総務大臣においては九月に、各都道府県選管においては七月下旬から十一月下旬にかけて行われており、その時期が統一されておられません。そこで、政治資金の収支公開の強化に資するため、都道府県選管による要旨の公表の時期について前倒しを図るとともに、要旨の公表がほぼ同時期に行われるようにする必要があるところであります。

さらに、金融機関への振り込みによる支出については、事務の負担を軽減するため、現行の添付書面を簡素化し、振り込み明細書等で足りるものとする必要があるところであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、政治活動に関する寄附についての外資規制の見直しであります。

もちろん、外国人及び外国法人からの寄附につ

いては従来どおり禁止するものの、証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの寄附については、主たる構成員が外国人または外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃するものとしております。

第二に、収支報告公表の期日の明文化であります。

総務大臣及び都道府県選管は、政治資金規正法の収支報告書の要旨を原則として九月三十日まで公表するものとしております。なお、要旨が公表される前の収支報告書等について開示請求があった場合には、当該要旨の公表の日前は開示決定を行わず、要旨の公表の日以後に開示決定を行うものとしております。これらについては、政党助成法の使途等報告書についても同様の措置を講ずるものとしております。

第三に、収支報告手続の簡素化であります。

政治資金規正法の収支報告書の添付書面のうち、金融機関への振り込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び振り込み明細書の写しをもって領収書の写しにかわる書面にかえることができるものとしております。これについては、公職選挙法の選挙運動収支報告書の添付書面及び政党助成法の使途等報告書または支部報告書の添付書面についても同様の措置を講ずるものとしております。

第四に、施行期日であります。この法律は、政治活動に関する寄附についての外資規制の見直しについては公布の日から、その他については平成十九年一月一日から施行することとしております。

以上が、政治資金規正法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○今井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

政治資金規正法等の一部を改正する法律案

政治資金規正法等の一部を改正する法律

(政治資金規正法の一部改正)

第一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「かかる場合」の下に「第十二条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。」を加え、同条第二項中「書面」の下に「又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し」を加える。

第十八条の二第二項中「かかる場合」の下に「第十二条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。」を加える。

第二十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の九月三十日までに公表するものとする。

第二十条の二第一項中「前条第一項に規定する」を「第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付

し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という。)で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わな

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

第二十二條の五に次のただし書を加える。
ただし、日本法人であつて証券取引法第二

条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式を発行しているものがする寄附については、この限りでない。

(公職選挙法の一部改正)
第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百八十九条第一項中「支出の金額を」当該支出の金額に改め、「記載した書面」の下に「又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し」を加える。

第百九十一条第一項中「明細書」の下に「第百

八十六条に規定する明細書をいう。」を加える。

(政党助成法の一部改正)
第三条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第十七条第一項中「場合」の下に「第三十一条において「報告書の提出期限が延長される場合」という。」を加え、同条第二項第一号中「書面」の下に「又は当該政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した当該政党交付金による支出に係る振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第三十四条第一項並びに第四十四条第一項第一号及び第七号において「政党分領収書等の写し」という。」を加える。

第十八条第二項第一号中「書面」の下に「又は当該支部政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した当該支部政党交付金による支出に係る振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第四十条の二第一項並びに第四十四条第一項第二号及び第七号において「支部分領収書等の写し」という。」を加える。

第三十一条中「第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書並びに第十七条第二項(第二十八條第二項)において準用する場合を含む。」又は第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書(第二十条第一項又は前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)」を「定期報告文書(第十七条第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書(第二十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。))をいう。以下この条及び第三十二条の二第一項において同じ。」又は解散等報告文書(第二十八條第一項の報告書並びに同条第二項において準

用する第十七条第二項又は第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書(前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。))をいう。
第三十二条の二第一項において同じ。」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、定期報告文書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該定期報告文書が提出された年の九月三十日までに公表するものとする。

第三十二条第三項中「監査意見書」の下に「第五項、次条第三項及び第三十八条において「都道府県提出文書」という。」を加え、同条第五項中「第三項に規定する支部報告書、支部総括文書又は監査意見書」を「当該要旨の公表に係る都道府県提出文書」に改め、第六章中同条の次に次の一条を加える。

(報告書等に係る情報の公開)

第三十二条の二 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十一条の規定により当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わな

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政党助成法(平成六年法律第五号)第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とす

る。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行うものとする。

第三十三条第五項中「前条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「領収書等」を「政党分領収書等の写し」に改める。

第三十八条中「第三十二条第三項及び第五項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書」を「都道府県提出文書」に改める。

第四十条の二第二項中「領収書等」を「支部分領収書等の写し」に改める。

第四十四条第一項第一号中「領収書等」を「政党分領収書等の写し」に改め、同項第二号中「領収書等」を「支部分領収書等の写し」に改め、同項第七号中「第二十八条第二項において準用する場合を含む。」の領収書等」を「第二十八条第二項において準用する場合を含む。」の政党分領収書等の写し」に、「第二十九条第三項において準用する場合を含む。」の領収書等」を「第二十九条第三項において準用する場合を含む。」の支部分領収書等の写し」に改める。

（政治資金規正法等の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「若しくは日本郵政公社」及び「若しくは振替」を削る。

一 政治資金規正法第十二条第二項

二 公職選挙法第八十九条第一項

三 政党助成法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち政治資金規正法第十二条の改正規定、同法第十八条の二第二項の改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十条の二第二項の改正規定及び同条の次に

一条を加える改正規定並びに第二条及び第三条の規定並びに次条から附則第四条まで、附則第六条及び附則第八条から附則第十条までの規定 平成十九年一月一日

二 第四条並びに附則第五条、附則第七条及び附則第十一条の規定 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の廃止の日

三 附則第十三条の規定 この法律の公布の日又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

（政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下附則第四条までにおいて「新政治資金規正法」という。）第十二条第二項（新政治資金規正法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した第一条の規定による改正前の政治資金規正法（以下附則第四条までにおいて「旧政治資金規正法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 新政治資金規正法第二十条第一項後段の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書から適用する。

第四条 新政治資金規正法第二十条の三の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定によ

る報告書及び一部施行日以後に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政治資金規正法第十二条第一項の報告書又は同法第十七条第一項の報告書に併せて提出すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十二条第二項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十二条第二項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。

（改正後の公職選挙法の適用区分等）

第六条 第二条の規定による改正後の公職選挙法第八十九条第一項の規定は、一部施行日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の公職選挙法第八十九条第一項の報告書に添付すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同項の規定の適用については、同項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。

（政党助成法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第三条の規定による改正後の政党助成法（以下附則第十条までにおいて「新政党助成法」という。）第十七条第二項第一号（新政党助成法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項並びに第四十四条第一項第一号及び第七号の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政党助成法第十七条第一項の報告書及び一部施行日以後に新政党助成法第二十八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した第三条の規定による改正前の政党助成法（以下附則第十条までにおいて「旧政党助成法」という。）第十七条第一項の報告書及び一部施行日前に旧政党助成法第二十八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 新政党助成法第十八条第二項第一号（新政党助成法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条の二第二項並びに第四十四条第一項第二号及び第七号の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政党助成法第十八条第一項の支部報告書及び一部施行日以後に新政党助成法第二十九条第一項の規定により支部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第九条 新政党助成法第三十一条後段の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する定期報告文書（同条の定期報告文書をいう。次条において同じ。）から適用する。

第十条 新政党助成法第三十二条の二第一項及び第二項の規定は、一部施行日以後に提出すべき

期間が開始する定期報告文書及び一部施行日以後に提出すべき事由が生じた場合における新政党助成法第三十一条の解散等報告文書並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政党助成法第十七条第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書旧政党助成法第二十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに一部施行日前に提出すべき事由が生じた場合における旧政党助成法第二十八条第一項の報告書並びに同条第二項又は旧政党助成法第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書（旧政党助成法第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書については、なお従前の例による。

2 新政党助成法第三十二条の二第三項の規定は、一部施行日以後に新政党助成法第十八条第一項の規定により提出すべき期間が開始する同項の支部報告書又は一部施行日以後に新政党助成法第二十九条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る都道府県提出文書（新政党助成法第三十二条第三項の都道府県提出文書をいう。）について適用し、一部施行日前に旧政党助成法第十八条第一項の規定により提出すべき期間が開始した同項の支部報告書又は一部施行日前に旧政党助成法第二十九条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る旧政党助成法第三十二条第三項の支部報告書、支部総括文書及び監査意見書については、なお従前の例による。

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政党助成法第十七条第一項の報告書若しくは同法第十八条第一項の支部報告書又は同法第二十八条第一項の報告書若しくは同法第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべき書面

であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十七条第二項第一号（同法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十八条第二項第一号（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは日本郵政公社」と、「振込みの明細書」とあるのは「振込み若しくは振替の明細書」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条、第六条及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十九条中政治資金規正法第十二条第一項第三号トの改正規定の次に次のように加える。

第二十二條の五ただし書中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

理由

証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの政治活動に関する寄附について、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほか、政治資金に係る収支報告書等について、その要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治団体の金融機関への振込みによる支出について、収支報告書等の添付書面の簡素化を行う等の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。